長崎県市町村行政不服審査会

事務取扱マニュアル〔様式〕

令和２年１２月

長崎県市町村行政不服審査会

**－　目次　－**

　１　　諮問書（様式①）･････････････････････････････････････････････････　１

　２　　諮問事件受付処理簿（様式②）･････････････････････････････････････　６

　３　　主張書面等の提出期限の通知（様式③）･････････････････････････････　７

　４　　諮問を要しない旨の審査会意見の通知（様式④）･････････････････････　９

　５　　諮問取下書（様式⑤）･････････････････････････････････････････････１０

　６　　審査手続の併合（分離）の通知（様式⑥）･･･････････････････････････１１

　７　　主張書面等の提出の求め（様式⑦）･････････････････････････････････１２

　８　　口頭意見陳述申立書（様式⑧）･････････････････････････････････････１４

　９　　主張書面等閲覧等請求書（様式⑨）･････････････････････････････････１５

　１０　主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会（様式⑩）･････････１６

　１１　答申書の交付（様式⑪）･･･････････････････････････････････････････１８

|  |
| --- |
| （文書番号）  ○年○月○日  長崎県市町村行政不服審査会長　様  　　　　　　　　　　　　　　　　（審査庁）○○市(町)  市(町)長　○○　○○  諮　問　書  ○○条例（　　○○年条例第○○号）第○条の規定に基づく処分（処分についての不作為）に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第１項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。  担当：○○○  連絡先：○○○ |

〔様式①〕諮問書

|  |  |
| --- | --- |
| （別紙-処分） | |
| 区分 | 内容 |
| 1　審査請求に係る処分  （処分の種類）  □申請拒否処分  □不利益処分  □事実上の行為  □その他 | （1）処分の年月日、記号番号  （2）処分をした行政庁  （3）処分の名宛人  （4）処分の概要 |
| 2　審査請求 | （1）審査請求年月日  （2）審査請求人  （3）審査請求の趣旨 |
| 3　諮問の理由 |  |
| 4　参加人等 |  |
| 5　添付書類等 | ①審理員意見書（写し）  ②事件記録（写し）  ③事件記録（写し）につき法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面  ④諮問説明書  ⑤審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面  ⑥当該処分の決定通知書（写し）  ⑦当該処分の申請書及び当該処分に係る審査基準（写し）又は当該処分に係る処分基準（写し）  ⑧その他参考資料（経緯書） |
| 6　審査庁担当課、担当者名  電話、住所 |  |

（注1）　3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分の維持が適当と考えるため。」、「法令に基づく申請の全部を認容することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

（注2）　5の①の「審理員意見書（写し）」及び②の「事件記録（写し）」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

（注3）　5の③～⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥及び⑦は同条第2項第1号から第3号までに規定する書類である。

（注4）　5の⑤～⑦は該当する書類がなければ添付不要であり、⑥及び⑦の書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

（注5）　5の⑧の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

|  |  |
| --- | --- |
| （別紙-不作為） | |
| 区分 | 内容 |
| 1　審査請求に係る不作為の  対象となる処分の申請 | （1）処分の申請年月日、記号番号  （2）処分の申請を受けた行政庁  （3）処分の申請の概要 |
| 2　処理期間 | * 法定処理期間   ①根拠法令及び条項  ②処理期間   * 標準処理期間 * 処理期間の定めなし   （標準処理期間を定めていない理由） |
| 3　審査請求 | （1）審査請求年月日  （2）審査請求人  （3）審査請求の趣旨 |
| 4　諮問の理由 |  |
| 5　参加人等 |  |
| 6　添付書類等 | ①審理員意見書（写し）  ②事件記録（写し）  ③事件記録（写し）につき法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面  ④諮問説明書  ⑤審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面  ⑥当該不作為に係る処分についての申請書（写し）並びに当該処分に係る審査基準（写し）及び当該処分に係る標準処理期間（写し）  ⑦その他参考資料（経緯書） |
| 6　審査庁担当課、担当者名  電話、住所 |  |

（注1）　2の「処理期間」については、該当するものの□にチェックの上、記載すること。

（注2）　4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に基づく申請に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨意見書が提出が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

（注3）　6の①の「審理員意見書（写し）」及び②の「事件記録（写し）」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

（注4）　6の③～⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥は同条第2項第4号に規定する書類である。

（注5）　6の⑤及び⑥は該当する書類がなければ添付不要であり、⑥の書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

（注6）　6の⑦の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

## 〔様式②〕諮問事件受付処理簿

諮問事件受付処理簿

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 諮問番号 | 事件名 | 審査庁 | 諮問日 | 答申日 | 答申番号 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

## 〔様式③〕主張書面等の提出期限の通知

|  |
| --- |
| （文書番号）  ○年○月○日  （審査庁）○○市(町)長　様  （審査請求人）〇〇　〇〇　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長崎県市町村行政不服審査会  会　長　○○　○○  主張書面又は資料の提出について（通知）  下記１の諮問事件について、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には、下記の期限内に提出してください。  記  １　諮問事件  諮問番号：（例）　　○年（処分）［（不作為）］諮問第○号  事件名：○○○○○○○  ２　主張書面又は資料の提出期限等  ① 提出期限　　○年○月○日（○）  ② 提出方法  任意の様式により作成した主張書面又は資料を、持参するか、郵送又は  ファックスで当審査会に提出してください。提出された主張書面又は資料は  返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。  また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項に  おいて準用する同法第78条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ま  すので、その適否についての貴市(町)のお考えを、別紙「提出する主張書面  又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付してくださ  い。  担当：○○○  連絡・提出先：○○○ |

|  |
| --- |
| （別紙）  ○年（処分）〔不作為〕諮問第○号事件  提出する主張書面又は資料の取り扱いについて  長崎県市町村行政不服審査会長　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（審査庁）○○市(町)  市(町)長　○○　○○  　　　　　　　　　　　　　　　（審査請求人）　氏名  この度、貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、  □ 差支えがない。  □ 適当ではない。  （適当ではない理由） |

## 〔様式④〕諮問を要しない旨の審査会意見の通知

|  |
| --- |
| （文書番号）  ○年○月○日  （審査庁）○○市(町)長　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長崎県市町村行政不服審査会  会　長　○○　○○  諮問事件に係る意見について（通知）  当審査会において下記１の諮問事件について調査審議しているところですが、下記２のとおり当該事件に対する意見を通知します。  記  １　諮問事件  諮問番号：（例）　○年（処分）［（不作為）］諮問第○号  事件名：○○○○○○○  ２　意見の内容  当該諮問事件につき、行政不服審査法第４３条第１項に規定する諮問をしなけ  ればならない場合に該当しない。  （理由）  当該諮問事件は、・・・・・であり、行政不服審査法第43条第1項第○号に該  当すると認められるため。  担当：○○○  連絡先：○○○ |

## 〔様式⑤〕諮問取下書

|  |
| --- |
| （文書番号）  ○年○月○日  長崎県市町村行政不服審査会長　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（審査庁）○○市(町)  市(町)長　○○　○○  諮問の取下げについて  諮問（　　○年（処分）［（不作為）］諮問第○号）に係る審査請求事件［　　○年○月○日付け（文書番号）により貴審査会に諮問した審査請求事件（　　○年（処分）［（不作為）］諮問第○号）］について、行政不服審査法第27条の規定に基づく取下げがあったので（※）、当該諮問を取り下げます。  （添付資料）  （例）□ 審査請求取下書（写し）  担当：○○○  連絡先：○○○  ※諮問の取下げの理由が、行政不服審査法第27条に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合（審査請求に係る処分の全部を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があった場合など）には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載する。 |

## 〔様式⑥〕調査審議手続の併合（分離）の通知

|  |
| --- |
| （文書番号）  　○年○月○日  （審査庁）○○市(町)長　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長崎県市町村行政不服審査会  会　長　○○　○○  調査審議手続の併合（分離）について（通知）  下記諮問事件について、行政不服審査法施行令第21条の規定に基づき、調査審議の手続を併合（分離）したので通知します。  記  （諮問事件）  ※併合（分離）の対象となる審査請求事件を列記する。  担当：○○○  連絡先：○○○ |

## 〔様式⑦〕主張書面等の提出の求め

|  |
| --- |
| （文書番号）  ○年○月○日  （審査庁）○○市(町)長　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長崎県市町村行政不服審査会  会　長　○○　○○  主張書面（資料）の提出の求めについて  下記１の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記２のとおり主張書面［資料］の提出を求めます。  記  １　諮問事件  諮問番号：（例）　　○年（処分）［（不作為）］諮問第○号  事件名：○○○○○○○  ２　主張書面［資料］の提出  ①提出期限　　　　○年○月○日（○[曜日]）  ②提出を求める主張書面［資料］及び提出方法  任意の様式により作成した書面［既存の資料の場合は当該資料］を、持参  　　　するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。提出された主  張書面又は資料は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。  また、提出された主張書面［資料］は、行政不服審査法第81条第3項に  おいて準用する第78条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますの  で、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する主張書面又は資  料の取扱いについて」に記入し、主張書面［資料］に添付してください。  担当：○○○  連絡・提出先：○○○ |

|  |
| --- |
| （別紙）  ○年（処分）〔不作為〕諮問第○号事件  提出する主張書面又は資料の取り扱いについて  長崎県市町村行政不服審査会長　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（審査庁）○○市(町)  市(町)長　○○　○○  この度、貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、  □ 差支えがない。  □ 適当ではない。  （適当ではない理由） |

## 〔様式⑧〕口頭意見陳述申立書

|  |
| --- |
| ○年○月○日  **口頭意見陳述申立書**  長崎県市町村行政不服審査会長　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所：  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名：  　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：  下記１の審査請求に係る諮問事件［諮問事件］について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、下記２及び３のとおり口頭意見陳述を申し立てます。  記  １　審査請求［諮問事件］  （１）審査請求年月日［諮問番号］  （２）審査庁名  （３）審査請求に係る処分又は不作為の名称[諮問事件名]  ※諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番  号及び諮問事件名を記載する。  ２　口頭意見陳述を希望する日時  　　①  　　②  ３　行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定による補佐人の同伴の許可申請  ① 補佐人の同伴を必要とする理由  ② 補佐人の住所、氏名、年令及び職業  （住所）  （氏名）  （年令）  （職業）  （※記入の際の留意事項）  ア　法人その他の団体にあっては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を  記入してください。  イ　２ の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。  ウ　３ は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。 |

## 〔様式⑨〕主張書面等閲覧等請求書

|  |
| --- |
| ○年○月○日  **主張書面等閲覧等請求書**  長崎県市町村行政不服審査会長　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所：  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名：  　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：  下記１の審査請求に係る諮問事件〔諮問事件〕に関して貴審査会に提出された下記２の主張書面等について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、下記３のとおり閲覧［写し等の交付、閲覧及び写し等の交付］を求めます。  記  １　審査請求［諮問事件］  （１）審査請求年月日［諮問番号］  （２）審査庁名  （３）審査請求に係る処分又は不作為の名称［諮問事件名］  （注）諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問  　　　番号及び諮問事件名を記載する。  ２　求める主張書面等の名称等  【例】  ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料  ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料  ・ 参加人が提出した主張書面及び資料  ３　閲覧、交付の別  □ 閲覧  ・ 希望する閲覧時期（期間を記載）  □ 写し等の交付  ・ 希望する交付方法  （注）３の「閲覧、交付の別」については、該当するものの□にチェックの上、記  載すること。 |

## 〔様式⑩〕主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会

|  |
| --- |
| （文書番号）  ○年○月○日  （審査庁）○○市(町)長　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長崎県市町村行政不服審査会  会　長　○○　○○  主張書面等の閲覧等についての意見について（照会）  ○年○月○日に当審査会に提出された下記の主張書面等について、審査  請求人［審査庁、参加人］から、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく閲覧［写し等の交付、閲覧及び写し等の交付］の求めがありましたので、当該審査請求人［審査庁、参加人］に対する当該主張書面等の閲覧［写し等の交付、閲覧及び写し等の交付］について、同条第２項本文の規定に基づき意見を求めます。  つきましては、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に意見をご記入のうえ、　　○年○月○日までに、持参するか、郵送又はファックスで当審査会事務局に提出してください。  記  提出された主張書面等の名称等  【例】  ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料  ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料  ・ 参加人が提出した主張書面及び資料  担当：○○○  連絡・提出先：○○○ |

|  |
| --- |
| （別紙）  ○年（処分）〔不作為〕諮問第○号事件  提出した主張書面又は資料の取り扱いについて  長崎県市町村行政不服審査会長　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（審査庁）○○市(町)  市(町)長　○○　○○  貴審査会に　　○年○月○日に提出した○○［具体的主張書面等の名称を記入］について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、  □ 差支えがない。  □ 適当ではない。  （適当ではない理由） |

## 〔様式⑪〕答申書の交付

|  |
| --- |
| （文書番号）  　　○年○月○日  （審査庁）○○市(町)長　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長崎県市町村行政不服審査会  会　長　○○　○○  答申書の交付について  行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。  記  諮問番号：　　○年（処分）［（不作為）］諮問第○号  事件名：○○○○○○○ |

|  |
| --- |
| （別紙）  諮問番号：　　○年（処分）［（不作為）］諮問第○号  答申番号：　　○年度（処分）［（不作為）］答申第○号  **答　申　書**  第１　審査会の結論  第２　審査関係人の主張の要旨  第３　審理員意見書の要旨  第４　調査審議の経過  第５　審査会の判断の理由 |